

港区立子ども家庭支援センター条例新旧対照表

改正案	現行								
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、子ども及び家庭に対する総合的な支援を行うことにより、<u>区民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長することができる環境の形成に寄与するため</u>、港区立子ども家庭支援センター（以下「センター」という。）の設置及び管理運営に<u>関し必要な事項を定めること</u>を目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 家庭 子どもを育成する家庭をいう。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第三条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="395 268 510 1120"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td>港区立子ども家庭支援センター</td> <td>東京都港区南青山五丁目七番十一号</td> </tr> </table> <p>(事業)</p> <p>第四条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p>	名称	位置	港区立子ども家庭支援センター	東京都港区南青山五丁目七番十一号	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、子ども及び家庭に対する総合的な支援を行うことにより、<u>子どもの健全な育成に寄与するため</u>、港区立子ども家庭支援センター（以下「センター」という。）の設置及び管理運営に<u>関し必要な事項を定めること</u>を目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第三条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="395 1164 510 2004"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td>港区立子ども家庭支援センター</td> <td>東京都港区三田一丁目四番十号</td> </tr> </table> <p>(事業)</p> <p>第四条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p>	名称	位置	港区立子ども家庭支援センター	東京都港区三田一丁目四番十号
名称	位置								
港区立子ども家庭支援センター	東京都港区南青山五丁目七番十一号								
名称	位置								
港区立子ども家庭支援センター	東京都港区三田一丁目四番十号								

一 三 (略)

四 子ども及び家庭の支援に係る活動の推進に関する事。

五 子ども及び家庭並びにそれらを支援する者の相互交流に関する事。

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

(休館日)

第五条 センターの休館日は、一月一日から同月三日まで及び十二月三十一日とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

第六条 センターの開館時間は、午前八時三十分から午後六時までとする。

一 三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 子育てに係る地域活動の支援に関する事。

七 (略)

八 (略)

(休館日)

第五条 センターの休館日は、次のおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に定める休日

三 一月二日及び同月三日並びに十二月二十九日から同月三十一日まで

(開館時間)

第六条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、火曜日及び木曜日にあつては、午前九時から午後七時まで

2 (略)

(利用できるものの範囲)

第七条 センターを利用できるものの範囲は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 区内で子ども及び家庭の支援に係る活動を行い、又は行おうとする個人又は団体

四 (略)

(後略)

付則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

とする。

2 (略)

(利用できるものの範囲)

第七条 センターを利用できるものの範囲は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 区内で子育てに係る地域活動を行い、又は行おうとする個人又は団体

四 (略)

(後略)